



2023年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社 QD レーザ  
代表者名 代表取締役社長 菅原 充  
(コード番号：6613 東証グロース)  
問合せ先 取締役 CFO 経営企画室長 幸野谷 信次  
(TEL. 044-333-3338)

## 取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」といいます。）に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）を、当社の監査等委員でない社外取締役（以下「非監査等委員社外取締役」といいます。）及び監査等委員である取締役（以下「監査等委員」といい、「非監査等委員社外取締役」と併せて「非業務執行取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）を、それぞれ導入することを決議し、関連する議案を2023年6月27日開催予定の第17期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### I 本制度Ⅰについて

#### 1. 本制度Ⅰの導入の目的及び条件

##### (1) 導入の目的

本制度Ⅰは、業務執行取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び業務執行取締役の報酬と当社の業績との連動性を高めることを目的として、導入される制度です。

##### (2) 導入の条件

本制度Ⅰは、業務執行取締役に対して、取締役の報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであるため、本制度Ⅰの導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、上記の報酬枠とは別枠で、業務執行取締役に対し、新たにパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬を導入することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰは、当社の取締役会において、基準となる株式数、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）及び評価期間中の業績指標等を定めて、評価期間終了後に業績指標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。初回の評価期間は、2024年3月31日に終了する事業年度から2026年3月31日に終了する事業年度まで（2023年4月1日～2026年3月31日）とします。業績指標には、利益を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標を当社の

取締役会において設定します。また、業務執行取締役の納税資金を確保する観点から、交付を受ける株式の一部について金銭で支給することができるものとします。

譲渡制限付株式の付与に当たっては、業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式について発行若しくは処分を受け、又は、②業務執行取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式について発行若しくは処分を受けるものといたします。②の方法による場合、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、本制度Ⅰは評価期間中の業績目標達成度に応じて譲渡制限付株式の付与及び金銭の支払いを受けることから、本制度Ⅰの導入時点では、各業務執行取締役に対してこれらを交付又は支給するか否か並びに交付する株式数及び支給する金銭の額は確定しておりません。

### 3. 業務執行取締役に対して付与する株式の上限額及び上限数

本制度Ⅰに基づき、業務執行取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の報酬枠とは別枠で、年額8,000万円以内、本制度Ⅰに基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年196,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整します。）といたします。

なお、各業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

### 4. 株式の交付等の条件

本制度Ⅰにおいては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、業務執行取締役（評価期間開始後に新たに就任した業務執行取締役を含みます。）に対して当社の普通株式の交付及び金銭の支給を行います。

ア. 当社の取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

イ. その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後株式の交付前に①業務執行取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合及び②当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、並びに当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

### 5. 譲渡制限等の概要

本制度Ⅰによる当社の普通株式の交付に当たっては、当社と業務執行取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとします（ただし、業務執行取締役との間で、本制度Ⅰの適用開始時にあらかじめ以下の内容を含む契約を締結することにより、本割当契約Ⅰの締結を省略できるものとします。）。

- (1) 業務執行取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）について、本割当株式Ⅰの交付日から当該業務執行取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間Ⅰ」といいます。）、譲渡、担保権の設定

その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

- (2) 当社は、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、業務執行取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅰの違反その他本割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅰの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

## Ⅱ 本制度Ⅱについて

### 1. 本制度Ⅱの導入の目的及び条件

#### (1) 導入の目的

本制度Ⅱは、非監査等委員社外取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び、監査等委員に対して、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることをそれぞれ目的として導入される制度です。

#### (2) 導入の条件

本制度Ⅱは、非業務執行取締役に対して、取締役の報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであるため、本制度Ⅱの導入は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、監査等委員でない取締役について年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給分を含みません。）、監査等委員である取締役について年額3,500万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、上記の各報酬枠とは別枠で、非業務執行取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬を導入することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 2. 本制度Ⅱの概要（付与する株式の上限額及び上限数を含む）

本制度Ⅱに基づく譲渡制限付株式の付与の方法及び払込みを要する場合の払込金額の考え方は上記の本制度Ⅰと同様です。

本制度Ⅱに基づき非業務執行取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、非監査等委員社外取締役につき年額1,000万円以内、監査等委員につき年額1,000万円以内とし、本制度Ⅱに基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は非監査等委員社外取締役につき年24,500株以内、監査等委員につき年24,500株以内といたします（株式分割又は株式併合等の取扱いは本制度Ⅰと同様です。）。

また、各非業務執行取締役への具体的な配分について、非監査等委員社外取締役については取締役会において、監査等委員については監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

### 3. 譲渡制限等の概要

本制度Ⅱによる当社の普通株式の交付に当たっては、当社と非業務執行取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 非業務執行取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、本割当株式Ⅱの交付日から当該非業務執行取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- (2) 非業務執行取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、非業務執行取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、非業務執行取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、非業務執行取締役が法令、社内規則又は本割当契約Ⅱの違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式Ⅱについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上